

2011.4.15 / Vol.33

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 33 号

目 次

[連載]

- 神辺 靖光「学校をめぐる逸話と風景（7）
品川県五番組の名主たち」…………… 2

[個人研究]

- 谷本 宗生「東京開成学校の図書に関する規定について」…………… 3
富岡 勝「新島襄と徳富蘇峰による教育的「自治」論」…………… 4

[大会]

- 田中 智子「大会の概要（2011年2月20日）」…………… 7

[研究報告]

- 田中 智子「高等中学校制度と第三区内府県（2）
一滋賀の場合一」…………… 10

- [お知らせ]…………… 12

[連載] 学校をめぐる逸話と風景 (7)

品川県五番組の名主たち

神 辺 靖 光

(承前) 髪結職人・斎藤寛齋が学校をつくろうと叫んだとて、土地の名主たちが賛同し、拳金しなければ郷学校はつくれなかった。まず品川県五番組からみよう。

明治元年7月17日(旧暦)、東京府が成立したが、その管轄範囲は江戸幕府の朱引内によった。江戸の地は本来は城をとりまく見付御門(例えば四谷見付)内であったが、年とともに人家が御門外にはみ出し、止まるところを知らなかった。そこで町奉行が地図上に朱線を引いて、その線内を准江戸市内としたのである。これを朱引と言う。東京府は朱引内を府内とし、その外側を武蔵県と名づけて旧時代の代官数名に治めさせていたが、行政区として機能しない。そこで、東京周辺の境界を引き直して明治2年、品川県、小菅県、大宮県、とした。品川県は東京の西側、現在の練馬、豊島、杉並、中野、新宿、渋谷、世田谷、目黒、品川、太田の10区に当る。東京府はさらに、これまでの町組を、人口一万人を目安に50番組に組み直した。品川県も番組に直したのである。五番組は当時の武蔵国荏原郡20ヶ村、現東京都世田谷区東側一帯に当る。

郷学校がはじまったのは、まさにこの時期であった。ところが廃藩置県後の区画再編によって品川県は東京府に編入され、府下荏原郡になった。そして戸籍法による大区小区制、「学制」による学区制が、この上にかぶせられ、この地は東京府第七大区、学区としては第一大学区第二中学区になった。品川県

五番組の時にはじまった郷学校は、この時まで進行中である。五番組という時期は明治2年6月から4年11月までの2年6ヶ月である。

新政府は旧弊を打破するとして町村の組を変えたり、役職名を変えて中年寄だ、添年寄だ、戸長だ、副戸長だと唱えたが、実際は旧来の町役人、村役人が名を変えただけで、村の支配体制は一ぺんには変わらない。500両もの大金を学校建設のために、すぐに集めた五番組の以前の姿を眺めよう。

関東一円一般的に言えることだが、江戸近郊は領地の支配が錯綜している。幕府直轄地、大名の飛地、旗本領が入り乱れている。五番組の地も譜代大名、彦根の井伊家の領地が大きくあった。一つの村が二つ三つの支配を受けることもある。年貢はそれぞれの代官が取りにくるから村請けがやりにくい。そこで数ヶ村組んで年貢納めに対処する。こうした組合村を^{よせば}寄場といい、名主を^{よせば}たばねる者を寄場名主という。五番組は寄場村々であった。当然、名主同士のつきあいは濃い。目的に向って団結する。

江戸が始まった時、関東一円に産業らしいものはなかった。京、大阪の^{かみがた}上方から送られてくるもので上等な生活をした。これを^{くだ}下りものといって有難がり、在地の産物を下らないと軽蔑した。しかし次第に関東各地に特産品ができた。上州や多摩の織物、狭山の茶、野田や銚子の醤油等である。これらを地回り産業という。ところが江戸周辺の村々には地回り産業がない。彼らは江戸市民の食材、大根、葱、

牛蒡、芋、等々の野菜を生産し、提供することで利益を得ていた。たかが野菜と言うなかれ、江戸百万の腹を満たす量、しかも貯蔵のきかない食品である。青物市場ははじめは神田だけであったが、やがて江戸周辺に多くできた。また、市場で棒手振りに渡さず、村から直接、江戸市中に売り歩く農民も現れた。

野菜作りに欠かせないのが、肥料である。最も効率のよいのが下肥である。江戸百万の人糞は近郊の農民が肥料を得るため、牛車で、または天秤棒をかついで運んだものである。はじめ、人糞はタダであった。しかし下肥の需要が高まると、人糞に値がつくようになった。特に江戸の大半を占める武家屋敷

から排泄される人糞の量は多く、各屋敷は汲み取り権に値をつけた。ここに近郊農村名主たちの活躍の場があった。名主たちは企業家のセンスで武家屋敷の汲み取り権を獲得し、下肥に灰や粕を混ぜて良質の堆肥をつくり、商品化した。汲み取り、運搬、堆肥作り、販売の一連の作業を差配する名主層はこうして財産をふやした（伊藤好一「江戸近郊の蔬菜栽培」参考）。500両の大金がたちどころに集まるわけである。

しかし彼らが、なぜ学校を志向したのだろうか。次回に私が推察するところを述べよう。（続く）

[個人研究]

東京開成学校の図書に関する規定について

谷本 宗生

明治初期の高等教育機関の図書に関する規定について、少し考えておきたい。高野彰『明治初期東京大学法理文学部図書館史』（ゆまに書房、2004年、1万8千円税別）などの文献が参考となる先行研究として挙げられるが、明治初期の学校図書に関する規定ははまだ十分に周知されていないと思われる。そこで今回、管見の限りではあるが東京開成学校の図書に関する規定について取り上げてみよう。

『東京開成学校一覧』（明治8年2月）の「書籍及器械等」（第7章）では、次のとおり記されている。

「第一条 教授生徒等講習必用ノ書籍ヲ借用スルヲ得ベシ若シ紛失損壊等アルトキハ書庫規則ニ照準シ相当ノ代価ヲ償ハシムベシ 第二条 毎定期試業ノ後書籍点検アリ一時悉ク還付シ検査ヲ畢レバ再ビ之

ヲ借用スルヲ得ベシ 第三条 縦覧室ヲ設ケ諸般ノ書籍及内外新聞紙月報季報ヲ蒐集シ平日ハ午後十二時三十分ヨリ同九時ニ至リ休日ハ午前七時ヨリ同九時ニ至ルノ際生徒ニ縦覧ヲ許スト雖トモ之ヲ室外ニ携出スルヲ許サズ」（32～33頁）。この規定を読む限りでは、借用した書籍を紛失損壊した場合などは相当の代価を支払わなければならないとされる。定期試業の際に借用される書籍が多かったのか、試業後に必ず一時還付して書籍点検を受けなければならないという。点検が終われば、再び借用することが可能とされる。縦覧室では、新聞や月報などが持ち出し厳禁で閲覧できるとする。

『東京開成学校一覧』（明治9年）の「図書室」（第9章）では、次のとおり記されている。「第一条 本

室所蔵ノ書籍ハ教授及生徒ノ用ニ供スル者トス 但参考書ハ貸付スルヲ許サスト雖トモ閲覧室ニ於テ借覧スルヲ得ベシ 第二条 生徒所用ノ教科書ハ各自弁給スル者ト雖トモ其自弁シ能ハサル者ニ限り特ニ借受ヲ許スコト有ベシ …第六条 本室ニ集蔵スル所ハ概子参考書、教科書ニシテ専ラ諸学授業ノ用ニ供スル者ナリ本室ノ蔵書両三年已来其数大ニ増加ス就中法学、化学、工学用ノ英書最モ多シトス現今所蔵ノ書数左ノ如シ 英吉利書 一万千七百〇三冊 仏蘭西書 三千二百三十三冊 独乙書 二千二百二十四冊 和蘭書 六千七百〇六冊 漢書 四千二百十四冊 図書 六千七百九十八冊 総計三万四千七百七十八冊」(24～26頁)。これを読む限り、図書室の蔵書数は総計3万4778冊で、学科に応じてか法学・

化学・工学分野の英書が多いとされている。そして注目すべきは、教科書はこの時点(明治9年)で生徒各自のものを用いるとされ、もしも不都合あって自弁できない場合はとくに借受を許可するという。しかしその実態としては、経済事情もあって教科書の貸出自体が直ぐになくなることはなく、しばらく生徒への貸出制度は続いていったものと思われる。

今後も機会をみて、学校図書規定の変遷を史料上の制約はあるが、できるだけ追ってみたいと思う。たとえば、貸出図書が紛失等された場合の代価支払いに従わない場合の規定はあったのか、あるいはそれ以上はなかったのかなどなど。教育現場の実態は興味深い。

[個人研究]

新島襄と徳富蘇峰による教育的「自治」論

富岡 勝

研究年報第3号用として第一高等中学校の寄宿舎自治成立過程の続編(その3)の論考を書いている途中であるが、ここしばらくは、前から気がかりだったことを少し調べていた。それは、1890年2月に木下が第一高等中学校寄宿舎で生徒の「自治」制を許可したとき木下広次以外ではどんな人物がどのような教育的文脈で「自治」の用語を使っていたのかという点である。

まず、木下が教育上の用語として「自治」の用語を最初に使った人物ではないというのは、おそらく確実である。というのは、卒業生の回想録などから第一高等中学校寄宿舎の自治制は、木下が最初に提

唱したことなく、1889年ごろの学校側と生徒たちとの間の話し合いのなかで、いつしか話題に上っていたと伝えられているからである(このことについては、研究年報第3号で詳しく述べたい)。

では、誰によって教育上のどのような文脈で使われていたのだろうか。国会図書館の近代デジタルライブラリーで「自治」という言葉で検索したところ、もっとも古い翻訳書は、フランツリーベル著・加藤弘之訳の『自由自治』(出版人:加藤弘之、1876年)であった。ここでは、「自治」という語が例えば次のように使われている。

従来政府ノ為メニ動モスレハ压制セラレ易キ人身權利ノ防護法ヲ鞏固ニ為シ随テ各個人ノ真誠ノ自由ヲ完全シ全国民ノ自治ノ權ヲ固定スルノ方法ヲ論究セリ（4頁）

しかし、ここでいう「全国民ノ自治ノ權」とは共和政治を指すと考えられるので、政治用語としての用法である（この用法の「自治」は、自由民権運動の中で盛んに唱えられ、さらに憲法体制下の地方自治制度へとつながっていった）。

そんなことを調べている内に、書店で目にとまったのが同志社編『新島襄教育宗教論集』（岩波文庫、2010年10月）であった。その表紙写真に「自由自治之基」と記された1888年11月付けの書が写っていたからである。早速購入して頁をめくったところ、「同志社大学設立の旨意」（1888年11月）のなかに、次のような一節が見つかった（下線は富岡。以下同様）。

吾人は日本の高等教育において、ただ一の帝国大学に依頼して止むべき者にあらざるを信ず。〔略〕吾人は政府の手において設立したる大学の実に有益なるを疑わず。然れども人民の手に拠って設立したる大学の、実に大なる感化を国民に及ぼすことを信ず。素より資金の高より云い、制度の完備したる所より云えば、私立は官立に比較し得べき者にあらざるべし。然れどもその生徒の独自一己の氣象を發揮し、自治自立の人民を養成するに至っては、これ私立大学特性の長所たるを信ぜずんばならず（27頁～28頁）。

吾人は敢えて科学文明の智識を学習せしむるに止まらず、これを学習せしむるに加えて、さらにこれらの智識を運用するの品行と精神とを養成せんことを希望するなり。而してかくのごとき品行と精神とを養成するは、決して区々たる理論、区々たる検束法の能く為す所にあらず、実に活ける力ある基督教主義にあらざれば、能はざるを信ず。これ基督教主義をもって、我が同志社大学徳育の基本と為す所以、而してこの教育を施さんが為に、同志社大学を設立せんとする所以なり。〔略〕ただ基督教主義は、実に我が青年の精神と品行とを陶冶する活力あることを信じ、この主義をもって教育に適用し、さらにこの主義をもって品行を陶冶する人物を養成せんと欲するのみ（30頁）。

今や（明治）二十三年も既に近きに迫り、我が邦においては、未曾有の国会を開き、我が人民においては、未曾有の政權を分配せらる。これ実に我が邦不朽の盛時なり。而して苟くも立憲政体を百年に維持せんと欲せば、決して区々たる法律制度の上のみ依頼すべき者にあらず。その人民が立憲政体の下に生活し得る資格を養成せざるべからず。而して立憲政体を維持するは、智識あり、品行あり、自ら立ち、自ら治むるの人民たらざれば能わず。果たして然らば今日において、この大学を設立するは、実に国家百年の大計にあらざるなきを得んや（32頁）。

以上の史料から、1)「自治自立」が人民を教育す

る上での目標としてとらえられていること、2)の「自治自立」の人物養成は「検束法」、つまり監督主義によっては達成できないこと、3)基督教主義の教育によってそれが可能であること、4)国会が開設される明治23年(1890年)が近づく中、立憲政体を維持するために「自ら治むる」ような人民の養成が必要である、という主張を読み取ることができる。

解説によれば、この史料は新島襄が書いた骨子をもとに徳富蘇峰が執筆したものだという(18頁)。また、この本に収録されている1888年11月以前の新島の教育論には「自治」の用語は見あたらない。これだけの情報で断言はできないが、この1888年11月の「同志社大学設立の旨意」で「自治」が教育目標になっているのは、徳富の影響によるものだ、という可能性もある(ただし、新島は宗教に関する文章のなかでは盛んに各教会の「自治」を主張していたので、それを教育にも拡張したものとも考えることもできる)。

そこで徳富蘇峰による「新日本之青年」(3版:1888年12月。もとは1885年の大江義塾での著述。『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房、1976年)を急いで参照した。

我ヲシテ自尊自愛ノ氣象ヲ發揮セシメヨ。彼ノ罪惡ナルモノハ多ク人ノ絶望ヨリ生ス。即チ其ノ命運ノ中途ニ於テ不慮ノ失策ヲ生シ。之レカ為メニ社会ノ水平点下ニ墜落シ。更ニ一条ノ活路ヲモ発見スル能ハサルニ際シ。所謂「毒ヲ食フナラ皿迄舐レ」ノ諺ノ如ク。絶望ノ極。却テ罪惡ノ方向ニ向テ希望ヲ生シ。〔略〕他人ヲシテ品行ノ保管

者タラシメンヨリハ。我ヲシテ品行ノ保管者タラシメヨ(148頁)。

自動ノ精神ニ従ヘ。汝ハ如此ナス可シ。如此ナス可ラスト云フ専制命令的ノ教育ハ。尚ホ専制政治ノ政治世界ニ於ケルカ如ク。教育ノ世界ニ無数ナル禍害ヲ生スルモノナリ。〔略〕我ヲシテ直情径行。自治ノ精神ヲ發揮シ。其ノ行為ノ正邪善惡ノ点ニ付キ。自家ヲシテ自家ノ裁判官タル資格ヲ具備セシメヨ(148頁)。

この徳富蘇峰の文章では、自らの「品行ノ保管者」となること、つまり自らの行いを修めることを「自治ノ精神」と述べている。政治的な自由自治の概念が、品行面にまで適用されていると言えるだろう。このような蘇峰の発想が、新島襄の代筆で記した1888年11月の「同志社大学設立の旨意」に影響を与えている可能性も考えられる。

今回紹介した二つの史料から、新島襄または蘇峰(あるいは両者)による教育的価値としての「自治」が両者の言説を通して社会に流布していたという事実は指摘できるであろう。もちろん開発主義的な教育学の中で「自治」の用語が提唱されているかどうか、また、札幌農学校や私立学校など高等中学校以外の学校の教育で先駆的に「自治」という用語が用いられているかどうか、という点も検討が必要だろう。これについても急いで調査しておきたい。

以上、1890年の「第一高等中学校の寄宿舎自治制許可」以前に教育上の用語として「自治」が使われていた事例を紹介した。

[大会]

大会の概要（2011年2月20日）

田中 智子

2011年2月20日、2010年度最後の大会が、近年の固定会場、高円寺・神辺顧問宅で開かれた。事前に富岡事務局長により、今回の研究会は、①本年度科研費執行状況・研究成果②年報第3号執筆構想③来年度科研費による研究計画、の3点についての個別報告と討議・調整、④今年10月の教育史学会におけるコロキウム開催の可否決定、を目的とする旨が周知されていたが、研究会の今後の活動について一定の合意を得るとともに、毎度のことながら、それぞれの研究テーマに関わる教育史上の知見を交換できた大会となった。

定刻10時を過ぎて、神辺・富岡・谷本・小宮山・田中の5名で研究会が開始された。まずは、到着したばかりの小宮山会員より、みやこ町歴史民俗博物館の豊津中学校関係史料（小笠原文庫）リストが配布され、史料の由来と調査状況の報告があった。明治期史料がまともに残る福岡県下の旧中学校はおそらく当校のみであり、先方の対応も好意的で、特に学籍簿や校友会誌などが充実していることが紹介された。これに対し、各同窓会が所有する旧中学校史料が存在する可能性が指摘され、「殿様同士の喧嘩」状態である同県下各中学校の設置史にも話が及んだ。また小宮山氏は、科研費執行状況について、今年度はさらに秋田県公文書館医学校史料調査を行い、来年度は中南部九州の史料を対象とする旨を述べた。次号年報については、2年前の教育史学会における第五高等学校関連報告をすでに論文化しており、

これを手直しして投稿するつもりがあるということだった。個人科研費を用いての長崎県歴史博物館所蔵県庁文書の収集状況にも言及があり、総じて本報告に関しては、長崎や佐賀を含め、九州北部の関係史料をめぐる議論が活発に行われた。佐賀については三木会員の調査予定（後述富岡会員報告中にて紹介あり）との連携の必要もあることが確認された。

続いて神辺会員よりも、年報執筆構想が披露された。教科書を並べることがカリキュラムであった1870年代を経て、80年代には「教科」が出現する。中学校教則大綱はやはり画期的である。だが、その下でも特例は認められており、何より、明治10年から13・14年は、カリキュラム関連規程がすべて廃止され、まれにみる「教則フリー」の時代であったことが注目される、と述べられた。この時期のバラエティを描き類型化することが80年代を論じる前提として、どうしても必要である。それが次号の課題となり、よって当初の執筆計画の一部がまたも大幅に広がった、と報告された。例えば東京の中学校の場合、都市部6年、郷村部6年、貧民4年と多様化した小学校との関連、一番の進学先である予備門のカリキュラムとの比較検討などが求められることなどが示され、議論はアーティキュレーションの次元にも発展した。

カリキュラム問題をうけて、次は「教育内容・カリキュラム班」の富岡会員の報告となった。氏の今年度科研費は、年報印刷費を負担したことにより4

分の1強が消化され、残りは例会参加と東書文庫・東大大学史史料室での調査に当てられた。次年度も同様に、全例会参加費と印刷費と2回の東京調査費を要求したいとのことである。そして東書文庫での調査成果として、幾何教科書20数点の紹介・分析がなされた。原本は、文部省図書課の検定用教科書の可能性が高いこと、モデル国の移行、各学校沿革史では、中学校教則大綱公布時に比して尋常中学校成立時の教科書関連叙述が手薄であることなど、史料や研究史についての指摘がなされた。議論はとりわけ、発行所（攻玉社など）や翻訳者（田中矢徳・宮川保全・上野清など）の問題に集中した。また、東大史料室における中野実遺稿類閲覧の成果も述べられた。

本報告の途中で到着した荒井会員を含め、12時よりいつものそば処にて昼食をとった後、午後の研究会が再開された。中断した富岡会員の報告が続き、第一高等学校寄宿舎自治制導入に関する年報連載予定の論文についてコメントがあった。自由民権から国家主義への移行期における、「自治」をめぐる木下広次と生徒らの位相をどう捉えるかが課題視されていたと思われる。これに対し、木下の「自治」（地方自治の問題も含め）観などが質疑の焦点となった。

次に、谷本会員の報告が行われた。石川・富山・福井・新潟の北陸4県（第4区）での資料調査の成果が開陳され、これをもとに年報次号に寄稿予定である旨が述べられた。論考には新たに発掘した逸話類も盛り込み、今回の調査・分析の結果、研究史に対し何がどこまで明らかになったかを腑分けして示したいとの意欲が示された。視点としては、官立高

等中学校設置をめぐる地元の様々な力動を、単純化せずに捉えることが強調された。氏の関心は、特に地域有力者に向けられていると感じる。長岡の本富安四郎の存在や、石川県会の河瀬貫一郎をめぐる地元の批判などが紹介された。また、収集した地域新聞記事をもとに、福井の医学アイデンティティや第四区区割りに対する地元民の「意外感」についても触れられた。なお、本科研費に関しては、次年度も、第4区有力者（中央在住を含む）に関する調査を継続し、考察を深める計画であるとのことであった。

同じ「地域班」として、第三区各府県をフィールドとする田中が続けて話をした。前回の岐阜・三重・和歌山に続き、滋賀県での調査結果をふまえ、同県の動向を小括する報告であった。まず、滋賀県の中・専門学校の不振ぶりを確認した。そして3県同様、高等中学校制度発足以前の県会で、府県連合学校構想の存在が議論の前提となっており、府県連合委員会後の県会では、京都府や兵庫県とは内容を異にしつつも、高等中学校制度に対する異議申し立ての内相宛建議がやはり決議されていた事実を新たに指摘した。今後も他府県における同様の動向を発掘していきたい。次号年報では、主としてこれらの研究経過をまとめる方向を考えている。今年度中に広島・山口の調査を終え、来年度からは山陰・四国各県を対象とすること、できれば来年中に全府県の調査を一度は終えておけるような科研費配分をお願いしたい旨も述べた。

滋賀県については、近江商人の「学校」に対する不熱心さ、あるいは旧彦根藩勢力の維持する中学校の性格など、同県の地域的特性にまつわる意見が

色々出された。また谷本・田中報告に共通する各府県の医学・医療問題として、医学校を5つにまとめてしまうという乱暴な高等中学校制度に地域医学界がどう対応したのか（例えば病院の存否）といった点が質問された。

最後に荒井会員より、今年度科研費による調査として、東京・埼玉・長野における1870年代史（地域指導者層の啓蒙活動）、山形・福島・青森における1880年代史（幻の森演説の探索、中学校設立経緯研究、初等教育に関わる学事諮問会後の就学督責問題）に関わる史料収集を行った旨の報告があった。来年度は、70年代に関して工部大学校・職工学校など初期専門学校を調査する、80年代については、宮城・熊本・山口・鹿児島史料を読み込み、山形・秋田など東北での幻の森演説も探し続ける、との計画が示された。年報については、2号の続編として、学制期小学校の設立活動と地域指導者層をテーマとする、あるいは上記調査の成果を生かす、との見通しが述べられた。本報告に対しては、初期専門学校の入学者の学歴や出身地といった具体的調査課題などが議論された。

これにて各自の報告が終わり、研究会運営上の諸問題について全体で討論した。

まず科研費に関してであるが、荒井代表は、今年度の具体的執行状況内訳と来年度の交付総額がわかり次第、会員に知らせることとなった。来年度の交付金は今年度よりかなり少ないことが予想されるなか、各会員は各自3月20日までに配分希望額を富岡事務局長に連絡すること、これを集約した上で、報告がない場合は最低限の配分しかないこともありう

ることが確認された。ちなみに例会は今年度同様、高円寺にて4回開催の予定である。また、研究会全体に益する科研費運用方法のアイデアも寄せるべしとされたが、一例として、各校史（特に各府県下「一中」）の収集が挙げられ、神辺顧問が主な書籍のピックアップを担当することとなった。荒井代表の大東文化大で購入後、神辺邸に備えつけられる。

コロキウム開催については、前回開催から5年以上が経ち、研究の蓄積の一端を披露するよい機会として、開催の方向で話が進んだが、その内容・人選に話が及ぶと、会場が京都であることから第三高等中学校を対象とするのがよいとの案、予備門・三高など複数校のカリキュラム検討、あるいは入学者出身校分析によるアーティキュレーションを主題とする案、等々、様々な発想が口にされ、議論はいつ終わるともしれない状況となった。そこで、とりあえず、学会開催校関係者から開催の打診を受けたという富岡会員が、本日の話をふまえ、いくつかの具体的かつ実現可能な案を提示し、5月の次回例会で最終決定しようとのことになった。いずれにせよ、開催については合意がなされたということになる。

最後に、ニューズレター次号は、鄭会員に代わり、富岡・田中の両会員が編集から送付までを分担すること、原稿締め切りは3月末日とすることが確認された。最近、紙面の質的向上もみられる一方、寄稿者が固定化しつつある。前回の例会報告の繰り返しとなるが、年報同様、研究会会員としての、というより研究者としてのあるべきスタンスとして、積極的な執筆が望まれることは、故中野会員の言動を思い返せばなおのこと、肝に銘じるべきであろう。

こうして研究会は予定通り 17 時にはお開きとなった。散会后、神辺・富岡・谷本会員により駅前で懇親のひと時がもたれた。さらに、昼食後に退席し

た小宮山会員が所用先から舞い戻ってきて、4 氏は引き続きコロキウム問題を主軸とし、2 時間ばかり議論に花を咲かせたとのことである。

[研究報告]

高等中学校制度と第三区内府県 (2)

—滋賀の場合—

田中 智子

前回の岐阜・三重・和歌山県に続き、今回は、滋賀県での調査をふまえた考察を行う。

まず研究史に関して述べておくと、まとまった滋賀県の概説的教育通史が刊行されていないことは、一つの特徴であろう。明治 20 年代までの県会については『滋賀県議会史』第一・二巻 (1971~72 年) が使える。県会議事録は県議会図書室に所蔵され、現在は電子コピーも可能である。明治前期において、県下地域紙はまだ刊行されておらず、京都の『日出新聞』に関連記事がある。

次に、滋賀県と高等中学校制度との関係をみる前提として、1880 年代前半の県下中等・専門教育の状況を見ておこう (以下、『議会史』や各年次議事録を用いながら考察する)。

一言で言うならば、それは「不振」と表現できる。中等教育に関しては、1880 年、彦根・小浜の師範学校を廃止し中学校を新設する案が出されたが、中学校費は否決、中学補助費として支弁された。彦根中学校が同年に「該地人民ノ協同ニ由リ」設置されている (井伊家の多額の出資+「人士及近傍有志ヨリ共立」)。1881 年には、富家の子弟が学ぶ場に地方税を支弁する必要はないとして、公立中学校補助費

1680 円は否決された。1882 年予算は議案として呈上されず (「不進歩ヲ極メ歎息スルニ堪サル程」)、1883 年には中学校教則大綱を受けた彦根中学校の規模拡大の必要から、町村教育補助費として 1000 円が支弁された (原案 3500 円)。翌年には、既存の中学を利用して、彦根に県中学校を設立するとして 2000 円が計上されるが否決され、1885 年も町村教育補助費 1062 円にとどまった。

背景には、彦根×大津という、県内教育拠点をめぐる対立関係が横たわっていた。1884 年にも、中学校が大津なら予算を認めるが、という意見が出ており、1886 年に彦根中学校の県立化が実現した折も、後年の大津での設立を期すべしとの主張がみられた。それは、士族のための学校か、農民や商人のための学校かという問題でもあり、彦根中学は旧彦根藩士のための教育機関に過ぎないではないか、という認識がみられたのである。

一方、専門教育についてであるが、基本的に京都などに寄生してこれを実施してきたことが特徴である。岐阜・三重・和歌山を含め、医学教育にだけは予算を組んできた大半の他府県と異なり、滋賀県には医学校すら存在しなかった。1884 年に農商学校費

6630 円が県会側から追加議案として建議されるも、時期尚早・効果不確実として否決された。翌年、商業学校費（学理と実務を合わせ3年間の課程。教師6名）3887円が計上されたが、これは原案通り可決され、ついに初の県専門学校の設置が決まり、その場所は天津となった。中学校よりも専門学校、医学より農学が優先されたことになる。

この1885年の県会では、岐阜・三重・和歌山・兵庫県同様、「府県連合学校構想」が意識された上で、教育費問題が議論されていたことが注目される。例えば、12月3日、西村藤太郎議員は「其筋ニテハ府県連合学校設置ノ計画アリ已ニ元老院ノ議事ニ附サレタリト是レ蓋シ医学校又ハ農商学校ノ類ヲ設立スルニ近府県ノ連合カヲ以テシ費用少クシテ規模ノ完全ヲ謀ラル、事ナランガ本員ハ窃ニ之ヲ賛成ス」と述べ、「府県連合学校構想」の帰結をみるまでは、しばらく県単独での商業学校設置を見合わせるべきだと発言している。

こうして滋賀県は、いよいよ高等学校の誕生を迎える。1886年11月、制度発足後初めての県会で、県中学校費がようやく可決をみるが、高等学校制度との関わりは特段論じられていない。

翌年は、第三区内府県連合委員会の決議を踏まえ、

第三高等中学校の経費分担が課せられた県会である。周知のとおり、この額を云々する権限は県会側になかったが、12月9日、本件をめぐる、「切ニ願フ自今高等学校経費ハ単ニ国庫ヨリ支弁セラレン事ヲ若シ否ラスシテ地方税ニ負担スルノ場合ニ於テハ府県会規則第一条ニ拠リ其支出議案ハ之ヲ委員会ノ議決ニ付セラレン事ヲ」と訴える山縣内相宛建議が、満場異議なく可決された。以前の論考で、京都府会や兵庫県会の建議の存在を明らかにしたが（「第三高等中学校設置問題再考 ―府県と官立学校―」『京都大学大学文書館研究紀要』第3号、2005年）、他にも類似の建議があったことの一事例を発見できたといえる。

京都府は高等学校経費を完全に国庫から支弁することを、兵庫県は予算を府県委員会の議決に付し各府県会側に府県委員選出方法の決定権を与えることを、それぞれ訴える建議であった。滋賀県は経費に関し、いわば京都案か兵庫案かのいずれかの実現を迫る建議であったといえ、興味深い。この種の建議は各府県でバラエティに富み、横の連携による一律の行動ではなかったと考えられる。今後も本件をめぐる各府県の建議発掘に努めたい。

[お知らせ]

・2011年度科学研究費について

昨年度につづき、科学研究費が予定どおり交付される見込みです。研究代表者をつとめる荒井会員の手によって交付申請の書類が提出されました。

・次回研究会について

2月の大会で確認されたように、次回の研究会(例会)を2011年6月ごろに実施する予定です。現在、日程調整中です。どの日に決定しても朝10時から夕方5時までのスケジュールで、神辺先生邸で開催するということは共通です。内容は、今のところ次の3点を予定しています。

1. 研究年報第3号の執筆構想
2. 教育史学会(2011年10月、京都)で開催することが合意されているコロキウムの内容について
3. 2011年度の研究計画

日程が決定したらすぐにメールでお知らせします。
出欠予定の変更が生じた場合、開催日の1週間まで

にご連絡をお願いします。

・ニューズレター34号の締切日のご案内

年間4号発行するというペースですので、次の締切日が早くも2011年6月30日(木曜日)に迫っています。

連載記事、大会での発表内容のまとめ、進行中の研究のホットな報告、あるいは近況報告など、多様な記述を募集していますので、奮ってご投稿をお願いします。

| | |
|--|--|
| 「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第33号 2011年4月15日発行 | |
| <研究会連絡先> 「1880年代教育史研究会」事務局 富岡 勝 | |
| 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室気付 | |
| <E-mail> tomiokamasa@kindai.ac.jp | |
| <HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/ | |
| <原稿送付先> 鄭 賢珠 | |
| 〒606-8172 京都市左京区一乗寺河原田町37-1-413 | |
| <E-mail> hyunjung4@hotmail.com | |